

全日本年金者組合埼玉県本部
訴訟推進委員会委員長 宇佐美 忠利

若者も高齢者も手をつなぎ国民的裁判へ

年末のご多忙のところ、加藤弁護士、斎藤弁護士のご参加感謝申し上げます。また連帯の挨拶のため出席された、埼労連伊藤議長、生健会笹井会長、社保協川島事務局長 ありがとうございます。全県から参加の組合員と原告の皆さん大変ご苦労様です。

「年金引き下げ違憲訴訟」は、全国で約5千人の原告が結集し、憲法に違反する国の年金政策を追及する大きな運動になってきました。裁判についての埼玉県本部の学習会は、40支部、約500人が参加しています。曾根訴訟推進委員会事務局長は、群馬県本部へ招かれて、120人余の皆さんへ講義を行っています。年金の低い生活者の生活実態が、最近はマスコミにも取り上げられ、社会的注目を浴びています。狭山支部の阿部さんも登場しました。テレビ画面に全日本年金者組合の文字が映し出されるようになりました。私たちの日々の運動の成果であると思います。

さいたま地裁での口頭弁論は7回を数え、その都度傍聴席は満杯となり、報告集会にも多くの方が参加してきました。改めてお礼を申し上げます。法廷での原告から低い年金での厳しい生活の実態が述べられ、弁護団からは憲法25条、13条、29条、社会権規約などについて、国の主張に対して明解な反論が行われてきました。

本日は、全国弁護団共同代表の加藤健次弁護士の講演から多くを学び、この裁判での勝利を目指して、原告の皆さんを励ます会の決起の場とします。

この裁判を国民的な運動にして、裁判に勝利するには、まだまだ私たちの運動は不十分です。今日の集会を契機に、原告自身も頑張りますが、原告の皆さんを励まし、支えて県本部全体の運動にして、埼玉県民の中での運動を大いに進めましょう。

安倍政権は、政治を私物化し、戦争する国つくりへ暴走しています。安倍9条改憲NO！！の3000万署名をやり切り、平和と暮らしを守りましょう。

沖縄での度重なる米軍ヘリの事故は、人命を脅かすもので許せません。基地の早期撤去が求められます。

裁判を行うには、資金が必要です。組合員一人500円をめどに第3次カンパに現在取組んでいます。皆さんと地域の皆さんのご協力を強くお願いします。

年金者組合らしく、自信をもって、「楽しく、おおらかに」裁判運動を広げていきましょう。

埼玉原告団を励ます集い

年金裁判に勝利して、すべての人が安心して暮らせる社会の実現！

2017.12.18 弁護士 加藤健次

1 この裁判はどこまできたのか？ 原告の訴えが広く届きはじめた！

- (1) 全国各地で5000名の原告団
- (2) 裁判所での意見陳述～「とどろけ心の叫び」
- (3) 年金制度への社会的関心の高まり～マスコミの報道、多彩な年金学習会

2 何のための裁判なのか？ 安倍政権の社会保障改悪に対抗する運動の中軸に

- (1) 政府の政策に「もの申す」史上最大の社会保障裁判
 - 高齢者の生活苦をもたらす社会保障全般の改悪＝年金、医療、介護
 - 生活保護に対する異常な攻撃＝新生存権裁判との連携
- (2) 憲法と裁判所の役割を鋭く問う裁判
 - 9条とともに強行される憲法25条の破壊
 - 「立法裁量」で政府の政策を追認してきた裁判所の姿勢を正面から問う裁判

3 裁判では何を議論しているのか？ 年金裁判での論争の到達点

- (1) 憲法13条、25条、29条に基づく憲法論争
 - 「健康で文化的な最低限の生活」を保障しない年金制度 ⇔ 最低保障年金制度
 - 国際的な人権の水準 ⇒ 政府が必要性、合理性などを立証しなければならない
- (2) 国民分断を狙った国の責任転嫁の主張
 - 年金受給者の生活よりも「年金制度の維持」、「積立金維持」を優先
 - 年金制度に対する不信の責任を年金受給者に転嫁
 - *「国民年金の納付率が低下しているのは年金支給額が高いからだ」
 - *「現役労働者の賃金が下がっているのに年金支給額が下がらないことが問題だ」

4 これから何をなすべきか？ 裁判に勝利するための課題

- (1) 裁判所に原告の声を届けよう！
 - *陳述書の重要性と効果
- (2) 充実した原告と証人の尋問を実現しよう！
 - *総論証人、現役労働者の証人（とくに青年労働者）
- (3) 裁判の内容を広く社会に広げていこう！
 - *支援する会の拡大、学習会と宣伝
- (4) 安心して暮らせる年金と社会保障の確立を求める運動との連帶を！
 - *憲法9条とあわせて問われる「どんな社会を手渡していくのか」

以上